

2024年6月～ マイナ保険証利用時の加算料金表

2023年4月からマイナンバーカード利用の有無により初診料・再診料が変わります。マイナンバーカードではなく通常の保険証を提示した場合、特例措置によって診療報酬が加算されることになります。

	マイナンバーカード の利用	診療情報提供書 (紹介状)	医療情報取得加算
初診料 (1か月に1回)	×	×	3点
		○	1点
	○		1点
再診料 (3か月に1回)	×	×	2点
		○	1点
	○		1点

※診療情報の提供に同意しない場合、マイナンバーカードを利用しない方と同じ加算になります。